

平成17年(行ウ)第91号 行政文書不開示決定処分取消請求事件

原告 松山治幸

被告 国(処分行政庁 総務大臣)

答 弁 書

平成17年7月12日

大阪地方裁判所第7民事部合1係 御中

被告指定代理人


〒540-8544 大阪市中央区谷町二丁目1番17号


大阪第二法務合同庁舎


大阪法務局訟務部(送達場所)

(電話 06-6942-9449)


(FAX 06-6942-0566)

部付検事 富田 一彦 

部付検事 安西 二郎 


部付検事 小島 清 

訟務官 益本 吉啓 


訟務官 木太 淳一 

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

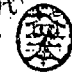
総務省自治行政局選挙部政治資金課

課長補佐 米澤 朋通 ^代


調査係長 齋藤 正治 ^代
併任企画係長

総務事務官 山本 周 ^代

総務省自治行政局選挙部政治資金課収支公開室

収支公開第一係長 佐藤 彰 ^代
併任収支公開第二係長

総務省大臣官房政策評価広報課

評価専門官 海老原 諭 ^代

情報公開渉外第二係長 山井 秀明 ^代

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えを却下する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 被告の主張

- 1 本件は、原告が、平成17年4月1日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）4条1項に基づき、総務大臣に対し、「平成研究会の政治資金報告書<平成16年分>」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）のに対し、総務大臣が、情報公開法9条2項に基づき、本件文書には情報公開法5条6号に該当する情報が記載されていることを理由として、本件文書の開示をしない旨の決定をし、同年5月16日付けで原告に対し通知した（以下「本件不開示決定」という。）ことから、原告がその取消しを求める訴えである。

しかしながら、被告は、平成17年9月上旬ころには本件不開示決定を取り消して本件文書を開示する。

したがって、それにより本件訴えで取消しを求める本件不開示決定が消滅し、本件訴えは訴訟要件を欠くことになるので、被告は、本件訴えの却下を求める。

- 2 被告が平成17年9月上旬ころに本件文書を開示することとする経緯は、以下のとおりである。

- (1) 本件文書は、政治資金規正法（以下「法」という。）12条1項にいう当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で同条項各号に掲げるものを記載した報告書（以下「収支報告書」という。）である。

収支報告書は、政治団体の会計責任者が、毎年12月31日現在で上記事項を記載し、原則として、その日の翌日から3月以内に、法6条1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出

されなければならないとされている（同条項）。

本件文書の作成政治団体である平成研究会は、二以上の都道府県の区域にわたり、主としてその活動を行う政治団体であり、主たる事務所の所在地が東京都であるので、法6条1項2号の規定に従い、収支報告書を東京都の選挙管理委員会を経て総務大臣に提出している。

- (2) 総務大臣は、法12条1項の規定による報告書を受領したときは、総務省令の定めるところにより、官報により、その要旨を公表しなければならない（法20条1項、2項）、また、当該収支報告書及び法14条1項所定の監査意見書は、法20条1項の規定により収支報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければならない（法20条の2第1項）。

上記の場合、何人も、法20条1項の規定により収支報告書の要旨が公表された日から3年間、総務省令の定めるところにより、当該報告書又は上記監査意見書の閲覧を請求することができる（法20条の2第2項）。

一方、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書若しくはこれに添付し若しくは併せて提出すべき書面（以下「収支報告書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる（法31条）。

同条にいう「形式上の不備があるとき」とは、添付すべき書面の添付がないとか、記載すべき事項の記載がない場合のように、一見して不備であることが明白な場合をいい、「記載すべき事項の記載が不十分であるとき」とは、収支報告書等の記載内容が明確でなく適正でない場合とか、収入又は支出の積算に誤りがある場合のように、記載の適格性を欠く場合をいうとされている（政治資金制度研究会編集・逐条解説政治資金規正法〔第二次改訂版〕256ページ）。

この法31条所定の監督上の措置は、収支報告書等に関し、総務大臣又は

都道府県の選挙管理委員会に、その提出者に対し説明を求めるか又は当該収支報告書等の訂正を命ずるという形式審査権を認め、法の適正な運用を図ろうとするものである。

(3) 総務大臣による上記の要旨の公表及び形式審査の事務手続の概要は、以下のとおりである。

まず、収支報告書の形式審査の対象は、収支の状況中の寄附についての小計・内訳、政治資金パーティー名・開催年月日等の必要記載事項の記載漏れの有無、機関紙誌の発行その他の事業による収入が各事業の種類ごとに細分した上で記載されているか否か、借入金借入先ごとに年間の合計額が分かるように記載されているか否か、収支報告書に記載された数値の検算、表ごとの数値の突合など、収支報告書中の多種多様な項目に及ぶ。

そして、形式審査の結果、形式上の不備があり、又は記載すべき事項の記載が不十分である場合には、当該政治団体に内容の説明を求め、必要な場合には訂正を受け付ける。なお、当該政治団体が総務省に赴くことが困難な場合には、各都道府県選挙管理委員会に収支報告書を返送し、当該政治団体が訂正を行った上で、都道府県選挙管理委員会が収支報告書を総務省に再送するという手続がとられる。

形式審査が終了した収支報告書については、終了したものから順に、政治資金規正法施行規則（以下「規則」という。）15条所定の別記第13号様式に準じ、形式審査を終えた収支報告書の収入・支出の総額や内訳等と照合し、内容に誤りのないことを確認して、法20条1項の規定による要旨の公表のために官報告示用の原稿案の作成を行い、独立行政法人国立印刷局に入稿する。

その後、印刷局から最終的な官報告示用の原稿案が送付されてくるが、入稿後に収支報告書の訂正が生じることもあり、改めて、最終的な官報告示用の原稿案の内容を確認し、必要な修正を行う。

また、要旨の公表と併せて行う収支報告書の閲覧のための準備として、形式審査期間中に鉛筆で記入した事項の消去や貼付した付箋の除去作業、数値の記載されていないページの抜き取り、様式番号順での並べ替え、団体区分別・五十音順の整理、閲覧用の綴り込み等を行う。

さらに、平成14年分の収支報告書からは、インターネット上での公表も実施しており、その準備として、収支報告書をコンピューターに読み込ませる作業も行っている。

- (4) 以上の形式審査及び要旨の公表等の事務は、法31条の趣旨にもかんがみ、都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣に対し提出された収支報告書のすべてについて実施しているが、収支報告書を提出する政治団体は、毎年4000を超え、その収支報告書の枚数は、総計5万枚を超える。このように、収支報告書等の数量が多く、形式審査の事務処理量が膨大であるのに対し、担当部署の人員が限られていることから、形式審査を終えることができるのは、通常、その年の7月中旬ころとなる。そもそも、収支報告書については、都道府県の選挙管理委員会にて受け付け、形式審査を行った後、総務省に送付されることとなるが、その送付時期は、都道府県の選挙管理委員会ごとに異なるため、遅い場合には7月にずれこむことがある。

また、以上の大量の作業を、限られた人員で、正確性を期しながら行っており、かつ、収支報告書自体も各業務において継続的に使用されているため、その作業中は、特定の政治団体の収支報告書の検索も容易ではない。

以上の形式審査及び公表事務等の作業を終え、実際に要旨を公表し、収支報告書を閲覧に供することができるのは、毎年、その年の9月に入ってからであり、今年についても9月上旬となっている。

このような状況は、過去20年以上にわたって変わらないものとなっているが、以上のような取扱いは、短期間で大量の収支報告書の形式審査を行い、かつ、収支報告書の要旨の公表の正確性を期す上で、合理的なものである。

(5) 本件開示請求は、上記の形式審査等の事務手続が行われている最中になされたものであり、総務大臣は、収支報告書の審査の過程においては収支報告書の数値等の記載内容の訂正が行われる場合があり、仮に審査中の収支報告書を公にした場合には、国民に的確な情報が提供されず、公表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、収支報告書の審査については、限られた期間のうちに、約4000団体の収支報告書について審査を実施しており、仮にこの審査過程において個別の政治団体の収支報告書について開示を行うとした場合には、審査事務の混乱を招き、審査事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、情報公開法5条6号に該当する情報が記載されていることを理由として、本件不開示決定をしたものである。

3 以上の次第であり、被告は、平成17年9月上旬ころに本件文書を開示するものであるから、本件訴えの却下を求める。